

土砂災害警戒区域等見直し確認のための 現地調査（基礎調査）のお知らせ

1. 今回の現地調査（基礎調査）について

平素より、県の土木行政につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、土砂災害防止法[※]では、土砂災害から人命及び身体を保護するため、土砂災害警戒区域（イエロー区域）および土砂災害特別警戒区域（レッド区域）を指定することとされており、雲部地区では、平成19年に土砂災害警戒区域の指定を、また平成30年から令和3年にかけて土砂災害特別警戒区域の指定を行っています。

このたび、土砂災害警戒区域の指定から10年が経過していること、土砂災害防止法でおおむね5年ごとに基礎調査を実施することとされていることから、下記のとおり3巡目の基礎調査を実施します。

【3巡目基礎調査の概要】

- 指定後に地形が改変された箇所等の区域の見直し
- 指定要件を満たしているにもかかわらず指定されていない箇所の新規指定
- 指定区域内の土地の使用状況や住宅等の増減の把握

つきましては、裏面の調査予定箇所において、身分証明書を携帯した下記調査会社の調査員が現地の確認を行いますので、皆様方のご理解とご協力をお願いします。（当調査は、法律で定められた調査です。）

調査の結果、区域の見直しがある場合は改めてお知らせします。

※土砂災害防止法は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の通称です。

2. 調査期間および時間

期間 令和6年6月～令和6年8月
時間 AM9:00～PM5:00

3. お問合せ先

【発注者】

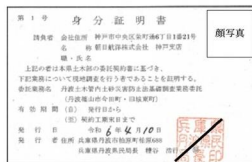
兵庫県丹波県民局

丹波土木事務所 公園砂防課 藤田 TEL:0795-73-3850

【調査会社】

朝日航洋株式会社 対馬（ツシマ）、中野 TEL:049-244-4141

【調査員が携帯している身分証明書】



土砂災害警戒区域等に指定されると？

●住民の皆様に対して

警戒区域内にお住まいの方に対しては、大雨等により危険度が高まった際には、避難指示等の避難情報が発令されます。日頃からハザードマップ等を活用し、危険な箇所を把握するほか、大雨時等には防災情報を収集し「早めの避難」を心がけましょう。
※市町から配布されるハザードマップに加えて、兵庫県CGハザードマップもご利用ください。

兵庫県CGハザードマップで検索Q

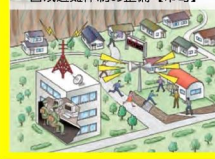


●市町や土地所有者等に対して

警戒区域等に指定されると市町や土地所有者等に対して以下の事務が求められます。

●警戒区域では

警戒避難体制の整備【市町】



●特別警戒区域ではさらに

特定の開発行為に対する許可制【土地所有者等】



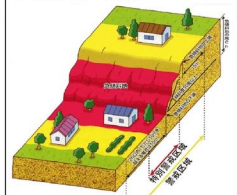
建築物の構造規制【土地所有者等】



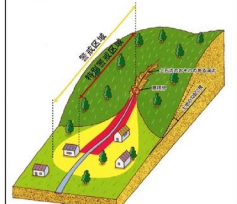
建築物の移転勧告【土地所有者等】



●急傾斜地の崩壊



●土石流



調査位置図 雲部



凡例

- 調査範囲
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 地区

0 250 500 1,000 m